

西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例

(令和2年3月27日)
(西宮市条例第72号)

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。

しかしながら、障害のある人は周囲の理解不足や偏見等により、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けることがある。また、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段の提供がなされないこと及び手話が言語であることが理解されないことにより、情報の取得や意思疎通ができずに自立や社会参加が妨げられている。

誰もが地域で、生き生きと自分らしい生活を送るためには、全ての市民等が市及び事業者と協力して障害に対する理解を深めるとともに、障害のある人の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を取り除き、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要である。

私たちのまち西宮市が、これまで障害のある人が地域で主体的に生活していくように取り組んできた歴史を基盤として、今後も障害を理由とする差別を解消し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関する基本理念及び市の施策の基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を行う者をいう。
- (3) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (4) 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。
- (5) 多様な意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、字幕、文字表示及び平易な表現その他の障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民等及び事業者は、次に掲げる基本理念に基づき、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するものとする。

- (1) 障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合うこと。
- (2) 障害を理由とする差別の解消について、相互に協力して取り組むこと。
- (3) 手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であることが理解され、尊重されること。
- (4) 障害のある人は、多様な意思疎通手段についての選択の機会が確保されること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害又は障害に関連する事由を理由として、障害のある人を排除し、又は正当な理由なしに、その権利の行使を制限し、若しくはその権利を行使する際に条件を付する等の取扱いをしてはならない。

2 何人も、障害のある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合であって、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消、多様な意思疎通手段の普及及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進のために必要な施策（以下「市の施策」という。）を実施することとする。

2 市は、市の施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、市民等及び事業者に、障害及び社会的障壁の除去の必要性に対する理解を深めるための啓発を行うものとする。

4 市は、西宮市立学校において、幼児、児童、生徒又は学生が、障害の特性に応じた教育を受けられるよう必要な措置を講ずるとともに、これらの者が障害の有無にかかわらず、共に学ぶことができるよう必要な取組を行うものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、障害及び社会的障壁の除去の必要性に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業を行うにあたり、基本理念にのっとり、障害及び社会的障壁の除去の必要性に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消及び多様な意思疎通手段の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、市の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の解消

(相談及び対応)

第8条 市民である障害のある人、その家族及び支援者並びに事業者は、市の相談窓口又は市長の指定する相談機関（以下これらを「相談機関」という。）に対し、障害を理由とする差別の解消に関する相談を行うことができる。

2 相談機関は、前項の規定により相談を受けた場合は、必要に応じて、次に掲げる対応を行うものとする。

(1) 差別に係る事実の確認

(2) 当事者（前項の規定により相談を行った者及び当該相談の関係者をいう。以下同じ。）に対する助言、必要な情報の提供及び調整

(3) 関係行政機関への連絡調整

3 当事者は、前項第1号又は第2号に掲げる対応に対し、これを拒む正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

(あっせん)

第9条 前条第1項の規定により相談を行った者（事業者を除く。）は、相談機関が対応してもなおその解決が見込めないときは、市長に対し、障害を理由とする差別を行った事業者を相手方とする当該事案の解決のためのあっせんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てを行う者が障害のある人の家族又は支援者であるときは、当該障害のある人の意に反してこれを行うことができない。

2 市長は、前項本文の規定によるあっせんの申立てがあったときは、当該あっせんの申立てに係る事案について、必要な調査を行い、あっせんを行うことの適否を決定するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、当該適否を決定することについて、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市権利擁護支援システム推進委員会（以下「委員会」という。）に諮問することができる。

3 前項本文の規定により調査を行う場合においては、あっせんを申し立てた者及びあっせんの相手方である事業者（以下これらを「あっせん当事者」という。）は、これを拒む正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。

4 市長は、第2項本文の規定によりあっせんを行うことが適當であると決定したときは、委員会にあっせんを行うよう求めるものとする。

5 委員会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、必要に応じ、あっせん当事者の意見を聴取し、又はあっせん当事者に資料の提出を求め、事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これをあっせん当事者に提示するものとする。

6 委員会は、あっせんに係る事案について、あっせんによる解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

7 委員会は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨をあっせん当事者に通知するものとする。

8 委員会は、第5項の規定によりあっせん案を提示し、又は第6項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(勧告)

第10条 市長は、前条第5項の規定によりあっせん案の提示を受けた事業者が正当な理由なくこれを受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないときは、当該事業者に対し、これを受諾し、又は受諾したあっせん案に従うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)

第11条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

第3章 多様な意思疎通手段の普及及び情報の取得

(言語としての手話に対する理解の促進)

第12条 市は、基本理念にのっとり、言語としての手話に対する理解の促進を図るものとする。

2 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、言語としての手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(多様な意思疎通手段の普及)

第13条 市は、多様な意思疎通手段の普及を図るとともに、その利用が促進されるよう努めるものとする。

(手話等を学ぶ機会の提供等)

第14条 市は、手話、要約筆記、点字又は音訳（以下「手話等」という。）を必要とする障害のある人、当該障害のある人の意思疎通を支援する者及び関係機関と連携して、市民等に手話等を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、障害のある人の意思疎通を支援する者を養成するために必要な取組を行うものとする。

(多様な意思疎通手段による情報の提供)

第15条 市は、障害のある人が情報を円滑に取得することができるようにするため、多様な意思疎通手段による情報の提供に努めるものとする。

第4章 市の施策の基本となる事項

(障害福祉施策の充実等)

第16条 市は、障害福祉に係る施策及び障害のある人に対する福祉サービスの充実を図るものとする。

(医療機関等との連携)

第17条 市は、障害のある人が地域で必要な医療を受けられるように病院、診療所その他の関係機関との連携を図るものとする。

(災害時の安全の確保)

第18条 市は、障害のある人の災害時の安全を確保するために必要な取組を行うものとする。

(住まいの確保)

第19条 市は、住まいの確保に配慮をする障害のある人に対し、居住支援策の実施に努めるものとする。

(移動しやすい環境の確保)

第20条 市及び事業者は、障害のある人が移動しやすい環境を確保するため、交通施設等の整備、交通手段の確保及び移動の支援等の必要な取組を行うものとする。

(就労の支援等)

第21条 市は、障害のある人の就労の支援のために必要な取組を行うものとする。

2 事業者は、障害のある人に対する雇用の機会の拡大及び障害のある人が働き続けられる職場環境の整備に努めるものとする。

(文化芸術活動への参加)

第22条 市は、障害のある人の文化芸術活動への参加を促進するために必要な取組を行うものとする。

(スポーツ活動への参加)

第23条 市は、障害のある人のスポーツ活動への参加を促進するために必要な取組を行うものとする。

(学校における障害等に対する理解の促進)

第24条 市は、西宮市立学校において障害及び多様な意思疎通手段に対する理解を促進するために必要な取組を行うものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第2条 西宮市附属機関条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]